

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 9A 特定目的会社及び特定目的信託（SPC及びSPT）関係）（新旧対照表）

改正案	現行
<p>9A-2 届出等に関する定期報告等</p> <p>9A-2-3 書面・対面による手続きについての留意点</p> <p>特定目的会社による当局への申請・届出等及び当局から特定目的会社に対し発出する処分通知等については、それぞれ情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（以下「デジタル手続法」という。）第6条第1項及び第7条第1項の規定により、法令の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されている場合においても、当該法令の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができることとされている。</p> <p>こうしたデジタル手続法の趣旨を踏まえ、同法の適用対象となる手続きに係る本ガイドラインの規定についても、当該規定の書面・対面に係る記載にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができるものとする。</p> <p>また、経済社会活動全般において、デジタルライゼーションが飛躍的に進展している中、政府全体として、書面・押印・対面手続きを前提とした我が国の制度・慣行を見直し、実際に足を運ばなくても手続きができるリモート社会の実現に向けた取組みを進めている。</p> <p>金融庁としても、こうした取組みを着実に進めるため、特定目的会社等から受け付ける申請・届出等について、全ての手続きについてオンラインでの提出を可能とするための金融庁電子申請・届出システムを更改したほか、押印を廃止するための内閣府令及び事務ガイドライン等の改正を行うこと等により、行政手続きの電子化を推進してきた。</p>	<p>9A-2 届出等に関する定期報告等</p> <p>9A-2-3 書面・対面による手続きについての留意点</p> <p>特定目的会社による当局への申請・届出等及び当局から特定目的会社に対し発出する処分通知等については、それぞれ情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（以下「デジタル手続法」という。）第6条第1項及び第7条第1項の規定により、法令の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されている場合においても、当該法令の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができることとされている。</p> <p>こうしたデジタル手続法の趣旨を踏まえ、同法の適用対象となる手続きに係る本ガイドラインの規定についても、当該規定の書面・対面に係る記載にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができるものとする。</p> <p>また、経済社会活動全般において、デジタルライゼーションが飛躍的に進展している中、政府全体として、書面・押印・対面手続きを前提とした我が国の制度・慣行を見直し、実際に足を運ばなくても手続きができるリモート社会の実現に向けた取組みを進めている。</p> <p>金融庁としても、こうした取組みを着実に進めるため、特定目的会社等から受け付ける申請・届出等について、全ての手続きについてオンラインでの提出を可能とするための金融庁電子申請・届出システムを更改したほか、押印を廃止するための内閣府令及び事務ガイドライン等の改正を行うこと等により、行政手続きの電子化を推進してきた。</p>

改正案	現行
<p>更に、民間事業者間における手続についても、「金融業界における書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討会」を開催し、業界全体での慣行見直しを促すことにより、書面の電子化や押印の不要化、対面規制の見直しに取り組んできた。</p> <p>このような官民における取組みも踏まえ、本ガイドラインの書面・対面に係る記載のうち、デジタル手続法の適用対象となる手続きに係るもの以外についても、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるものとする。</p> <p>以上のような取扱いとする趣旨に鑑み、本ガイドラインの規定に基づく手続きについては、可能な限り、書面・対面によらない方法により行うことを慫慂するものとする。</p> <p>9 A - 2 - 4 申請書等を提出するに当たっての留意点</p> <p>9 A - 2 - 3 を踏まえ、特定目的会社等による当局への申請・届出等（<u>公的機関が発行する添付書類（住民票の写し、身分証明書、戸籍謄本等）を含む。</u>）については、原則として、金融庁電子申請・届出システムを利用して法令に定める提出期限までに提出を求めるとする。</p> <p><u>なお、公的機関が発行する添付書類については、デジタルカメラ、スキャナ等を用いて記録した事項が不鮮明である等確認に支障がある場合には、原本送付を求めるとする。また、税・手数料等の納付が必要な手続において、電子納付以外により納付を受け付ける場合には、別途、税・手数料等の納付を証する書類の原本送付を求めるとする。</u></p>	<p>更に、民間事業者間における手続についても、「金融業界における書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討会」を開催し、業界全体での慣行見直しを促すことにより、書面の電子化や押印の不要化、対面規制の見直しに取り組んできた。</p> <p>このような官民における取組みも踏まえ、本ガイドラインの書面・対面に係る記載のうち、デジタル手続法の適用対象となる手続きに係るもの以外についても、<u>9 A - 2 - 4 に掲げる原本送付を求める場合を除き、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるものとする。</u></p> <p>以上のような取扱いとする趣旨に鑑み、本ガイドラインの規定に基づく手続きについては、可能な限り、書面・対面によらない方法により行うことを慫慂するものとする。</p> <p>9 A - 2 - 4 申請書等を提出するに当たっての留意点</p> <p>9 A - 2 - 3 を踏まえ、特定目的会社等による当局への申請・届出等については、原則として、金融庁電子申請・届出システムを利用して法令に定める提出期限までに提出を求めるとする。</p> <p><u>ただし、公的機関が発行する添付書類（住民票の写し、身分証明書、戸籍謄本、税・手数料等の納付を証する書類等）については、原本送付を求めるとする。</u></p> <p><u>なお、金融庁がホームページにおいて掲載する電子政府の総合窓口（以下「e-Gov」という。）を利用して申請書等の提出が可能な手続については、当 面の間、金融庁電子申請・届出システムを利用した提出と並行して、e-Gov を 利用した提出についても可能とする。</u></p>

改正案	現行
<p>9A-6 その他</p> <p>9A-6-1 所有権の移転の登記の登録免許税軽減に係る証明書の発行</p> <p>租税特別措置法第83条の2の2第1項の規定に基づく登録免許税軽減のための租税特別措置法施行規則第31条の5第1項に規定する証明書の発行については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>なお、租税特別措置法第83条の2の2第1項の規定の適用を受けることができる日は、当該特定資産取得後1年以内であることに留意するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 申請者に、証明申請書の所定の事項の記入を求めるとともに、当該不動産の取得日等を確認するため、以下のとおり添付書類の提出を求めるものとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 租税特別措置法第83条の2の2第1項第2号の要件を満たすことを証する書面</p> <p>③ 不動産の登記事項証明書(ただし、登記情報提供サービスを利用して得られた「照会番号」を添付した場合には、登記事項証明書の添付を省略することができる。)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 証明申請書に記載された建物の種類欄に倉庫と記載があり、かつ、当該建物の所有権の取得日が所得税法等の一部を改正する法律(平成</p>	<p>9A-6 その他</p> <p>9A-6-1 所有権の移転の登記の登録免許税軽減に係る証明書の発行</p> <p>租税特別措置法第83条の2の3第1項の規定に基づく登録免許税軽減のための租税特別措置法施行規則第31条の5第1項に規定する証明書の発行については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>なお、租税特別措置法第83条の2の3第1項の規定の適用を受けることができる日は、当該特定資産取得後1年以内であることに留意するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 申請者に、証明申請書の所定の事項の記入を求めるとともに、当該不動産の取得日等を確認するため、以下のとおり添付書類の提出を求めるものとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 租税特別措置法第83条の2の3第1項第2号の要件を満たすことを証する書面</p> <p>③ 不動産の登記事項証明書(写しを添付する場合は、<u>原本を提示すること</u>。ただし、登記情報提供サービスを利用して得られた「照会番号」を添付した場合には、登記事項証明書の添付を省略することができる。)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 証明申請書に記載された建物の種類欄に倉庫と記載があり、かつ、当該建物の所有権の取得日が所得税法等の一部を改正する法律(平成</p>

改正案	現行
<p>27年法律第9号)附則第1条本文に規定する日(平成27年4月1日)前である場合は、以下の対応を行うこと。</p> <p>① (略)</p> <p>② 倉庫以外の床面積の割合を確認するため、国土交通大臣の証明書の添付を求めるものとする。</p> <p>(注1) 建物の種類が倉庫のみの場合には、<u>租税特別措置法第83条の2の2</u>第1項の規定の適用が無いため、証明書の発行は行わないことに留意するものとする。</p> <p>(注2) (略)</p> <p>9A-6-2 不動産取得税の軽減に係る証明書の発行</p> <p>地方税法附則第11条第3項の規定に基づく不動産取得税の軽減のための地方税法施行規則附則<u>第3条の2の8</u>に規定する証明に係る書類の発行については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1) 特定目的会社からの証明申請書及び管轄財務局長が発行する証明書は、別紙様式7によるものとする。</p> <p>(2) 申請者に、証明申請書の所定の事項の記入を求めるとともに、当該不動産の取得日等を確認するため、以下のとおり添付書類の提出を求めるものとする。</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 不動産の登記事項証明書(ただし、登記情報提供サービスを利用して得られた「照会番号」を添付した場合には、登記事項証明書の添付を省略することができる。)</p>	<p>27年法律第9号)附則第1条本文に規定する日(平成27年4月1日)前である場合は、以下の対応を行うこと。</p> <p>① (略)</p> <p>② 倉庫以外の床面積の割合を確認するため、国土交通大臣の証明書の添付を求めるものとする。</p> <p>(注1) 建物の種類が倉庫のみの場合には、<u>租税特別措置法第83条の2の3</u>第1項の規定の適用が無いため、証明書の発行は行わないことに留意するものとする。</p> <p>(注2) (略)</p> <p>9A-6-2 不動産取得税の軽減に係る証明書の発行</p> <p>地方税法附則第11条第3項の規定に基づく不動産取得税の軽減のための地方税法施行規則附則<u>第3条の2の6</u>に規定する証明に係る書類の発行については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1) 特定目的会社からの証明申請書及び管轄財務局長が発行する証明書は、別紙様式7によるものとする。</p> <p>(2) 申請者に、証明申請書の所定の事項の記入を求めるとともに、当該不動産の取得日等を確認するため、以下のとおり添付書類の提出を求めるものとする。</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 不動産の登記事項証明書(<u>写しを添付する場合は、原本を提示すること。</u>ただし、登記情報提供サービスを利用して得られた「照会番号」を添付した場合には、登記事項証明書の添付を省略することができる。)</p>

改正案	現行
<p>(3) (略)</p> <p>(削除)</p> <p><u>9 A - 6 - 3</u> 特定の社債的受益権に係る特定目的信託の終了に伴い信託財産を買い戻した場合の不動産取得税の非課税に係る証明書の発行</p> <p>(1) 特定目的信託の原委託者からの証明申請書及び管轄財務局長が発行する証明書は、<u>別紙様式 8</u>によるものとする。</p> <p>(2) 申請者に、証明申請書の所定の事項の記入を求めるとともに、当該不動産の取得日等を確認するため、以下のとおり添付書類の提出を求めるものとする。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 不動産の登記事項証明書(ただし、登記情報提供サービスを利用して得られた「照会番号」を添付した場合には、登記事項証明書の添付を省略することができる。)</p> <p>⑤ (略)</p> <p>(3) 証明申請書の提出があった場合には、証明申請書の記載事項につき、特定目的信託に係る信託契約の届出時の添付書類、当該信託契約の締結後に提出された全ての特定目的信託に係る信託契約の契約書の副本又は謄本、規則第 116 条の 2 第 2 号の書面の写し(当該権利が受託信託会社等に付与されていた場合に限る。)、資産信託流動化計画の変更届出書類及び証明申請書の添付書類により、次の事項を確認した上で証明書を発行するものとする。</p>	<p>(3) (略)</p> <p><u>9 A - 6 - 3</u> (略)</p> <p><u>9 A - 6 - 4</u> 特定の社債的受益権に係る特定目的信託の終了に伴い信託財産を買い戻した場合の不動産取得税の非課税に係る証明書の発行</p> <p>(1) 特定目的信託の原委託者からの証明申請書及び管轄財務局長が発行する証明書は、<u>別紙様式 9</u>によるものとする。</p> <p>(2) 申請者に、証明申請書の所定の事項の記入を求めるとともに、当該不動産の取得日等を確認するため、以下のとおり添付書類の提出を求めるものとする。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 不動産の登記事項証明書(<u>写しを添付する場合は、原本を提示すること。</u>ただし、登記情報提供サービスを利用して得られた「照会番号」を添付した場合には、登記事項証明書の添付を省略することができる。)</p> <p>⑤ (略)</p> <p>(3) 証明申請書の提出があった場合には、証明申請書の記載事項につき、特定目的信託に係る信託契約の届出時の添付書類、当該信託契約の締結後に提出された全ての特定目的信託に係る信託契約の契約書の副本又は謄本、規則第 116 条の 2 第 2 号の書面の写し(当該権利が受託信託会社等に付与されていた場合に限る。)、資産信託流動化計画の変更届出書類及び証明申請書の添付書類により、次の事項を確認した上で証明書を発行するものとする。</p>

改正案	現行
<p>①～⑥ (略)</p> <p>⑦ <u>別紙様式 8</u>に記載された不動産は、特定目的信託の信託財産に属する不動産で、当該特定目的信託の効力が生じた時に受託信託会社等が原委託者である申請者から当該特定目的信託の信託財産として取得したものであって、当該受託信託会社等から当該申請者に賃貸されていたものであること。</p> <p>⑧ 申請者による受託信託会社等からの<u>別紙様式 8</u>に記載された不動産の取得は、特定目的信託に係る信託契約の終了の時ににおける原委託者である当該申請者による買戻しであること。</p> <p>⑨ <u>別紙様式 8</u>に記載された不動産の買戻しの日(取得日)が添付書類により確認することができる日付であること。</p>	<p>①～⑥ (略)</p> <p>⑦ <u>別紙様式 9</u>に記載された不動産は、特定目的信託の信託財産に属する不動産で、当該特定目的信託の効力が生じた時に受託信託会社等が原委託者である申請者から当該特定目的信託の信託財産として取得したものであって、当該受託信託会社等から当該申請者に賃貸されていたものであること。</p> <p>⑧ 申請者による受託信託会社等からの<u>別紙様式 9</u>に記載された不動産の取得は、特定目的信託に係る信託契約の終了の時ににおける原委託者である当該申請者による買戻しであること。</p> <p>⑨ <u>別紙様式 9</u>に記載された不動産の買戻しの日(取得日)が添付書類により確認することができる日付であること。</p>

改正案	現行
<p>別紙様式 6 (ひな型) (日本産業規格 A 4)</p> <p style="text-align: center;">証 明 申 請 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>財務(支)局長 殿</p> <p style="text-align: right;">申請者 住 所 商 号(会社名) 取締役(氏名)</p> <p>申請者が_____と 年 月 日をもって売買契約を締結した別紙記載の不動産に関する所有権の移転の登記につき、<u>租税特別措置法第 83 条の 2 の 2 第 1 項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行規則第 31 条の 5 第 1 項に規定する証明書の交付を申請</u>します。</p> <p>添付書類：1. 不動産売買契約書(写)等、申請者による当該登記に係る不動産の所有権の取得日を確認することができるもの</p> <p>2. <u>租税特別措置法第 83 条の 2 の 2 第 1 項第 2 号の要件を満たすことを証する書面</u></p> <p>3. 不動産の登記事項証明書(ただし、登記情報提供サービスを利用して得られた「照会番号」を添付した場合には、登記事項証明書の添付を省略することができる。)</p>	<p>別紙様式 6 (ひな型) (日本産業規格 A 4)</p> <p style="text-align: center;">証 明 申 請 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>財務(支)局長 殿</p> <p style="text-align: right;">申請者 住 所 商 号(会社名) 取締役(氏名)</p> <p>申請者が_____と 年 月 日をもって売買契約を締結した別紙記載の不動産に関する所有権の移転の登記につき、<u>租税特別措置法第 83 条の 2 の 3 第 1 項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行規則第 31 条の 5 第 1 項に規定する証明書の交付を申請</u>します。</p> <p>添付書類：1. 不動産売買契約書(写)等、申請者による当該登記に係る不動産の所有権の取得日を確認することができるもの</p> <p>2. <u>租税特別措置法第 83 条の 2 の 3 第 1 項第 2 号の要件を満たすことを証する書面</u></p> <p>3. 不動産の登記事項証明書(写しを添付する場合は、<u>原本を提示すること。ただし、登記情報提供サービスを利用して得られた「照会番号」を添付した場合には、登記</u></p>

改正案	現行
<p>4. 別紙記載の不動産の建物の種類欄に倉庫と記載があり、かつ、当該建物の所有権の取得日が所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号）附則第1条本文に規定する日（平成27年4月1日）前である場合は、倉庫以外の床面積の割合を証する書面（国土交通大臣により証明されたものに限る。）</p>	<p>事項証明書の添付を省略することができる。） 4. 別紙記載の不動産の建物の種類欄に倉庫と記載があり、かつ、当該建物の所有権の取得日が所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号）附則第1条本文に規定する日（平成27年4月1日）前である場合は、倉庫以外の床面積の割合を証する書面（国土交通大臣により証明されたものに限る。）</p>
<p style="text-align: center;">証 明 書</p> <p>1. 申請者は、租税特別措置法（以下「法」という。）<u>第83条の2の2</u>第1項第1号に掲げる要件を満たしている特定目的会社である。</p> <p>2. 申請者による_____からの別紙記載の不動産の取得は、<u>法第83条の2の2</u>第1項に規定する資産の流動化に関する法律第2条第4項に規定する資産流動化計画に基づくものであり、取得する当該不動産は、<u>法第83条の2の2</u>第1項第1号ハに規定する特定不動産に該当し、以下のとおり同項第2号に掲げる要件を満たしている。</p> <p>(1) 同号イに該当する場合 100分の</p> <p>(2) 同号ロに該当する場合 100分の (当該不動産取得前 100分の)</p> <p>3. 申請者の上記2. に係る特定不動産の取得日は _____年 月 日であり、この証明書により<u>法第83条の2の2</u>第1項の規定の適用を</p>	<p style="text-align: center;">証 明 書</p> <p>1. 申請者は、租税特別措置法（以下「法」という。）<u>第83条の2の3</u>第1項第1号に掲げる要件を満たしている特定目的会社である。</p> <p>2. 申請者による_____からの別紙記載の不動産の取得は、<u>法第83条の2の3</u>第1項に規定する資産の流動化に関する法律第2条第4項に規定する資産流動化計画に基づくものであり、取得する当該不動産は、<u>法第83条の2の3</u>第1項第1号ハに規定する特定不動産に該当し、以下のとおり同項第2号に掲げる要件を満たしている。</p> <p>(1) 同号イに該当する場合 100分の</p> <p>(2) 同号ロに該当する場合 100分の (当該不動産取得前 100分の)</p> <p>3. 申請者の上記2. に係る特定不動産の取得日は _____年 月 日であり、この証明書により<u>法第83条の2の3</u>第1項の規定の適用を</p>

改正案	現行
<p>受けることができる期限は 年 月 日である。</p> <p>4. 別紙記載の建物における倉庫以外の部分が占める床面積の割合は、分の である。(別紙記載の不動産の建物の種類欄に倉庫と記載があり、かつ、当該建物の所有権の取得日が所得税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第9号)附則第1条本文に規定する日(平成27年4月1日)前である場合に限り記載するものとする。)</p> <p>以上のとおり証明する。</p> <p>年 月 日</p> <p>財務(支)局長 ○○ ○○ 印</p>	<p>受けることができる期限は 年 月 日である。</p> <p>4. 別紙記載の建物における倉庫以外の部分が占める床面積の割合は、分の である。(別紙記載の不動産の建物の種類欄に倉庫と記載があり、かつ、当該建物の所有権の取得日が所得税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第9号)附則第1条本文に規定する日(平成27年4月1日)前である場合に限り記載するものとする。)</p> <p>以上のとおり証明する。</p> <p>年 月 日</p> <p>財務(支)局長 ○○ ○○ 印</p>
<p>別紙様式7(ひな型) (日本産業規格A4)</p> <p>証明申請書</p> <p>年 月 日</p> <p>財務(支)局長 殿</p> <p>申請者 住所 商号(会社名) 取締役(氏名)</p> <p>申請者が_____と 年 月 日をもって売買契約(請負契約)を締結した別紙記載の不動産に関する不動産取得税に</p>	<p>別紙様式7(ひな型) (日本産業規格A4)</p> <p>証明申請書</p> <p>年 月 日</p> <p>財務(支)局長 殿</p> <p>申請者 住所 商号(会社名) 取締役(氏名)</p> <p>申請者が_____と 年 月 日をもって売買契約(請負契約)を締結した別紙記載の不動産に関する不動産取得税に</p>

改正案	現行
<p>つき、地方税法附則第 11 条第 3 項の規定の適用を受けたいので、地方税法施行規則附則第 3 条の 2 の 8 に規定する証明に係る書類の交付を申請します。</p> <p>添付書類： 1・2 （略）</p> <p>3. 不動産の登記事項証明書（ただし、登記情報提供サービスを利用して得られた「照会番号」を添付した場合には、登記事項証明書の添付を省略することができる。）</p> <hr/> <p style="text-align: center;">証 明 書</p> <p style="text-align: center;">（略）</p>	<p>つき、地方税法附則第 11 条第 3 項の規定の適用を受けたいので、地方税法施行規則附則第 3 条の 2 の 6 に規定する証明に係る書類の交付を申請します。</p> <p>添付書類： 1・2 （略）</p> <p>3. 不動産の登記事項証明書（<u>写しを添付する場合は、原本を提示すること。</u>ただし、登記情報提供サービスを利用して得られた「照会番号」を添付した場合には、登記事項証明書の添付を省略することができる。）</p> <hr/> <p style="text-align: center;">証 明 書</p> <p style="text-align: center;">（略）</p>
(削除)	<u>別紙様式 8</u> （略）
<p><u>別紙様式 8</u> （ひな型） （日本産業規格 A 4）</p> <p style="text-align: center;">証 明 申 請 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>財務（支）局長 殿</p> <p style="text-align: right;">申請者 住 所</p>	<p><u>別紙様式 9</u> （ひな型） （日本産業規格 A 4）</p> <p style="text-align: center;">証 明 申 請 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>財務（支）局長 殿</p> <p style="text-align: right;">申請者 住 所</p>

改正案	現行
<p style="text-align: center;">商号（会社名） 取締役（氏名）</p> <p>申請者が_____と _____年 ____月 ____日をもって売買契約を締結した別紙記載の不動産に関する所有権の移転の登記につき、地方税法第73条の7第4号の2の規定の適用を受けたいので、証明書の交付を申請します。</p> <p>添付書類：1～3（略）</p> <p>4. 不動産の登記事項証明書（ただし、登記情報提供サービスを利用して得られた「照会番号」を添付した場合には、登記事項証明書の添付を省略することができる。）</p> <p>5.（略）</p>	<p style="text-align: center;">商号（会社名） 取締役（氏名）</p> <p>申請者が_____と _____年 ____月 ____日をもって売買契約を締結した別紙記載の不動産に関する所有権の移転の登記につき、地方税法第73条の7第4号の2の規定の適用を受けたいので、証明書の交付を申請します。</p> <p>添付書類：1～3（略）</p> <p>4. 不動産の登記事項証明書（<u>写しを添付する場合は、原本を提示すること。</u>ただし、登記情報提供サービスを利用して得られた「照会番号」を添付した場合には、登記事項証明書の添付を省略することができる。）</p> <p>5.（略）</p>
<p style="text-align: center;">証 明 書</p> <p style="text-align: center;">（略）</p>	<p style="text-align: center;">証 明 書</p> <p style="text-align: center;">（略）</p>